

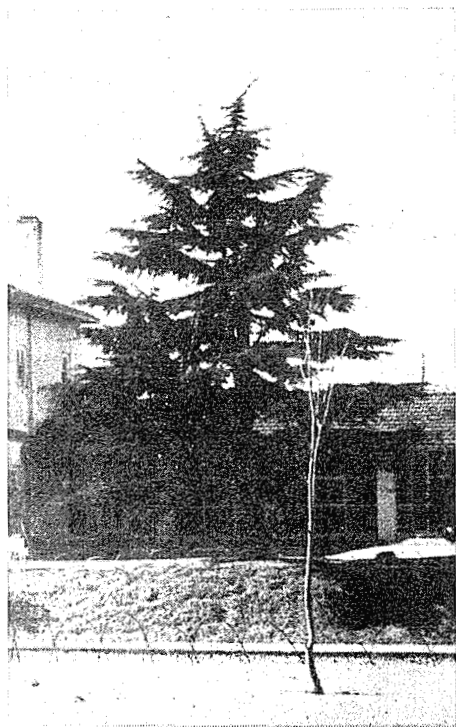
THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, Feb. 28th, 1959, No. 324.

關西大學學報

昭和34年2月 第324号

昭和二十六年十月十五日 第三種郵便物認可
昭和三十四年二月二十八日發行（毎月一回三十日發行）
通卷三二四号



ヒマラヤ杉

關西大學出版部

会社寄附と基金募集連盟

— その教育経済学的分析 —

羽野 堅 一一

総務課長兼出版課長

「一九五四年度カーネギー会社報告」で社長のジョン・W・ガードナー(John W. Gardner)は、「アメリカの人々は大学教育経費の実際を知ることが緊要である。……もしもわれわれが大学教育制度の拡張に賛成するならば、充分裕福な財政的援助を与えることに賛成すべきである」(The 1954 Report of the Carnegie Corporation of New York) としていっているが、これはいわゆる「会社寄附」(corporate giving)の動向のあらわれ始めた初期に述べられたものである。

第二次世界大戦後、アメリカの大学教育は財政的危機に直面している。とりどころが大学の経営者や教授たち、特に私立大学のそれらから主張せられ、また世論に訴えられて来た。ハマヴァード大学経済学教授シイモア・A・ハリス(Seymour E. Harris)が『われわれは教育にどれだけ支払っているか』(How Shall We Pay For Education?—Approaches to the Economics of Education, 1948) を書くつ、この大学教育財政の危機を純経済学的に分析したのは遠く一九四八年のことであつた。これらに刺戟をうけてアメリカ総合大学協会 (Association of American Universities)

が主催で、ロックフェラー財団の援助を得て、一九四九年「大学教育財政委員会」(Commission of Financing Higher Education) を設け、大学教育財政の現状及び将来について専門的研究を行い、大学の財政的危機だといわれる所以の諸要因をいろいろな角度から探索追求した。この委員会は一九五二年に解消し、これを受継ぐものとして「教育財政援助審議会」(Council for Financial Aid to Education, Inc.) が、前記大学協会の手を離れて新たに設けられた。「これは教育家によつてではなく、実業家の手で設立された。その費用を賄うのは単科及び総合諸大学ではなく、最も顕著な諸財団、すなわち、教育奨励基金(Fund for the Advancement of Education)、『アルフレッド・P・スローン財団』(Alfred P. Sloan Foundation)、『ニューヨークのカーネギー会社(Carnegie Corporation of New York)』並びに(ニューヨーク)一般教育委員会(General Education Board)、『ウィルソン財団』(Wilson Compton Corporation Support, in the "Annals of the American Academy of Political and Social Science", 1955, pp. 142-3)。審議会の第一の目的とするところは、「アメリカの実業、財団及びその他の団体等の経営者及び所有

者たちや、一般大衆の人々に、大学教育がアメリカの実業の有効性とか、技術とか、成長とか、繁栄とかに、そしてまた、この国の発展に尽して来た、また、現在なお尽している実質的に価値のある(substantial)貢献について、もつとよく理解させる」ことである。(The Function of the Council for Financial Aid to Education, Inc., Objectives, Policies, Program, 1957, pp. 4-5)。だから、審議会では設立と同時に国内の数百に及ぶ主要な会社から大学教育財政援助に対する意向や、また単科及び総合諸大学からその財政状況と財政的必要度とに関する詳細な報告を集めるなど、財政援助の代理機関(representative agency)たる役目を果たすこととなつた。

かくして大学と産業との間の「理解」は「二路過程」(two-way process)をとつてゐる。勿論、このような理解を得るための組織的な動きの原動力となつたのは、イリノイ大学長D・D・ヘンリーのいうごとく、あるいは「昔日の大学の孤立(academic isolation)を破壊しよう」と「教育以外の他の諸力(forces)が汎山仍きかけ」(David D. Henry, Higher Education and the American Public, in "Higher Education and the Society It Serves," 1957, p. 5)、『また今日アメリカの地域社会における大学観が「象牙の塔から遠くから(away from the ivory tower)』(大学の)機能の変貌の方向に向つて(toward)』(Robert J. Havighurst, Higher Education and the Local Community, ibid, p. 57) によつて由来するものが、動因の如何を問はず、兎も角「大学教育と一般公衆との関係の改善は交互作用の過程(reciprocal process)』とつて、目下着々「行われてゐる」のである(Henry, ibid)。

(註) わが国でも国立大学において、たとい戯論にもせよ、大学公社 (University Corporation) 論が擡頭するようになった (東京大学新聞第三四九号昭和三十三年十月刊)。「大学公社」についてはまた別の機会に論ずるのである。

これらの動向は従来大学の財政的危機を主唱するのが大学または大学関係者の側だけであつたのが、次第に世論を喚起し、社会の関心をひくようになり、大学と社会との関係の場 (reference field) を形成することに成功したものとみてよい。

二

このように、大学及び大学関係者の側からいわゆる「大学の財政的危機」を打開しようと努力して来たのであるが、また一方、聯邦政府自らがアメリカ民主主義社会の発達のために大学教育を助成すべきことを奨励したのも見逃すことはできない。すなわち、一九四七年十二月発表された「大学教育に関する大統領委員会報告」(A Report of the President's Commission on Higher Education) にも「充分なる財源が個人の側でも、また同様大学の側でも欠けていることが、わが国の必要に應ずる目的をもつ大学教育の望ましいプログラムの達成のため、障害となる主たるものである」と委員会は確信する (ibid, Volume V, Financing Higher Education, p. 2) と述べられている。だから、この頃から聯邦政府や州政府から大学教育に対するいわゆる「政府援助」(governmental assistance) が、研究契約 (research contract) とか、補助金とか、または寄附免税の形となつて顕著にあらわれている。

(註) この傾向は、現在わが国においても、その萌芽がみとめられる。例えば、産業との研究契約

による提携をその事業の一つに加える「日本学術振興財団」(文部省案)や「私大学術振興財団」の構想とか、また東京大学の工学部新館建設にあたり、八幡、富士、日本鋼管等十数社がその総工費を出資したとき、大学と産業との提携がみられ、しかもこれは同大学においても戦後初めてのケースとして珍らしがられている。

また、一九五六年一月十二日国会に送つた「教育に関する特別教書」をアイゼンハウワは「(大学財政の改善には)基金 (funds) の増加を必要とする。それは多額であるが、わが国の国民所得に比すれば小額である。……(ただ)これらの基金のどれだけの比率が、高い授業料とか、個人の寄附とか、会社寄附とか、また、地方自治体、州及び聯邦政府などの交付金とかの、利用できる財源で賄われるべきであるかが明瞭でない。……(だから)この点が納得ゆけば、国民は必要の基金を補充する正当な運動計画を支持するであらう」(President's special message on education sent to Congress on January 12, 1956) と結んでいる。この提案で任命された「高等教育に関する大統領委員会」(The President's Committee on Education Beyond Higher Education) も「大統領への第二報告書」の中で「高等教育における大抵の問題を解決する基礎となるものは、必要な財源を賄う充分な財政的手段を利用できるかどうかという点である。……ドルで測定して大学教育はアメリカにおける主要な企業 (enterprise) である。……押し寄せる学生数の予想と高い訓練をうけた個人を要求するアメリカ経済の激増する需要度とが、更に多くの財政的努力を必要とするに違いないことは疑問の余地もない。経費 (costs) は総計と個人当りとの両面で (both in aggregate and per capita) 増加すると予想される。がしかしまた、

すべての収入財源が増加するであらうとも予想されず」(Second Report to the President, July, 1957, p. 75) と述べられている。

三

いわゆる「大学の財政的危機」だと呼称される原因については、ハリス (Harris, ibid, pp. 1~23, 43~50) の「大学教育財政委員会」(Committee of Financing Higher Education, The Needs and Nature of Higher Education, 1952, pp. 58~65; cf, Committee, The Impact of Inflation upon Higher Education, 1951, pp. 1~3) やその他、いずれもそれぞれの角度から探索分析しているが、その詳細はここでは省略するとして、その主たるものは等しく戦後における打続くインフレーションに認めている。例えば、ハリスが「インフレーションは教育のドルを喰ひ尽す白蟻である」(ibid, p. 44) とか、また、「桝格及び質銀構造における変化は教育の安定性 (educational stability) に対して最大の妨害であつた」(ibid, p. 48) ということがときである。だが、これはアメリカ産業資本主義経済社会の戦後における変貌に、大学財政が震動されている経済的状況 (economic phase) といわば外観的な現象であつて、唯に大学機関だけでなく、一般産業会社といえども事情は同様であるといわなければなるまい。ここにハリスが「教育経済学への接近」(Approaches to the Economics of Education) を企てながら、単なる教育的現実の消費経済的觀察を一步もでない私が評する思惟の限界が存在するのであつて、この点については彼のみならず、その他の研究も、なせもつと、インフレーションに震動された大学財政管理が大学教育の本来的な財政構成のバランスを破り、大学

を危機に瀕せしめているのか、という純然たる教育経済学的に本質的な分析を欠いているのである。もちろん、私がこの観点からみても危機だといわれる現象が、極めてその兆候的症狀ではあるが、あらわれている。これらの詳論についてはまた稿を改めて別の機会に発表するであろう。ただこの際、「高等教育に関する大統領委員会」が「大学教育財政」についての勧告十五ヶ条のうち、その第十二番目に「大学は、特に一般公衆を目標として、教育の実際の経費とそれが賄われる方法とをもつと一般公衆に知ってもらうよう、教育及び一般収入財源と費用支出の目的とを、適当に公示する」(Second Report, 1957, pp. 21~4) ことを勧告している点だけは、大学の財政的危機に対する問題が漸く収斂して来た観で、また注目し値するものといえるであろう。

四

かくのごとく大学教育財政の援助について、大学の側からと、また同時に聯邦政府の側からと、それぞれの立場で強調せられて、世論を喚起し、ためにその媒体たる社会に関係の場を見いだして来た結果、「会社寄附」(corporate giving or contributions)と称せられるものが、従来の大金持による教育慈善事業(educational philanthropy)とか、個人寄附(individual giving)とか、また、校友寄附(alumni giving)とか等と共に、新しい寄附様式として顕著に抬頭して来たのが一九五二、三年の頃であった。これはもちろん、当時抬頭し始めたPR理論に刺戟せられて、その技術を巧みに援用して功を奏したものと一見皮相的に観ることであるが、また一面、この経済社会的状況を更

に深く分析すると、アメリカ産業資本主義経済社会における富の蓄積の変動を見逃すことはできない、すなわち、それは従来の慈善財団などの大口寄附者が減少瀕濁傾向を示していた反面、「会社の管理する非営利財団」(company-sponsored non-profit foundation)の抬頭という新しい財政的現象である(Progress & Problems in Corporate Giving, in "Investor's Reader", No.1, Vol. 25, June 1955, p. 5)。なお一九三五年の内国税収入条例(Internal Revenue Act, 1935)に本条例は内国税収入法(Internal Revenue Code)となった)に基いて会社の寄附がどれだけ奨励されたかについてはまた別に詳論するであろう(Nature and Needs of Higher Education, 1952, pp. 168-76 参照)。

一九五一年六月にゼネラル・モーターズ会社名誉会長A. P. スローン(Alfred P. Sloan, Jr.)が逸早く「大実業はわが国の大学を援助すべきである」("Big Business Must Help Our Colleges")という一文を草して「コリアーズ」誌(Collier's, Vol. CXXVII, June 2, 1951)に発表し、また同年十一月に「フォーチャン」誌も「実業は大学を援助すべきか」("Should Business Support the College?")という論評を載せて「会社寄附」の問題をクローズアップさせたが、大学関係者側からのものとしては大学教育財政委員会がその第一回報告たる「大学教育の本質と必要」(Nature and Needs of Higher Education, 1952)の中で「今日の状況では産業こそ教育者たちが目をつけてよい、未だに打診されていない最後の財源である」(Ibid, p. 176)ことを指摘し、またその第二回報告たる「アメリカ合衆国における大学教育財政」(John D. Millet, Financing Higher Education in the United

States, 1952)の中でもまた、「会社の慈善事業は私的贈与としては比較的新しい要素である……が、将来極めて重要となるであろう」(Ibid, p. 454; cf. pp. 338-9)と報告している。

かくして一九五二年頃(もちろんLaird Bellの "If Corporations Will Give," Atlantic Monthly, Vol. CLXXXI May, 1948. を嚆矢と認むべきであろう)から雑誌「パンフレット」また単行本で会社寄附の問題、更にこれに纏る「実業と教育との提携」(Industry-Education Cooperation)が、あるいは教育者たちから、あるいは実業家や産業人たちから種々論議され強調された。これに刺戟されてNAM(National Association of Manufacturers)が「NAM教育勸告委員会」の会合を一九五二年一月開催し、数人の指導的教育者を招いて実業家たちと懇談したところ、教育者も実業家も殆んどが、お互に他を批判するだけの見識も持たないで、過去数年間ドロ試合をして来たことを卒直に認め、今後建設的な連絡を保とうと話し合ひ、「教育についてわれわれはかく信ずる」("This We Believe About Education")というアメリカ教育に関する声明書を発表したのが一九五四年で、これに基づいてNAM会頭H. C. ヱックレラン(Harold C. McClellan)は「アメリカ産業はわが国の単科及び総合諸大学に利害関係をもつていることを充分認める。……単科及び総合諸大学はわが国の安定のため絶対に必要であることを確信して、産業は援助したいとおもう」との声明を発表した。

このような、産業人と教育者との相互の理解を深め、提携を緊密にするための合同会議や共同調査があらうからで瀕繁に行われた。その重だつたものとしては、一九五三年十一月チェサピーク・オハイオ鉄道

会社が主催する産業・大学会議 (Industry-College Conference, by the Chesapeake and Ohio Railway Company) / 同じく A.M. がニューヨーク大学教授との共同による「ロネクチカット州における産業と教育との関係の限界、性質及び諸問題の研究」(A Study of the Extent, Nature and Problems of the Relationships between Industry and Education in Connecticut During the First Half of the Twentieth Century) とする共同調査 / また、一九五五年三月、四月、ロネビア大学商学大学院と教育財政援助審議会共同主催の「大学教育に対する会社寄附の会議」(Conference on Corporate Contribution to Higher Education) / 等々あり。

これらの会議や調査を通じて産業人と教育者が関係の場をもった、会社寄附を理由づける慈善事業理論 (philosophy of philanthropy) の一斑を示す。教育者は万人の認める責任と社会的義務の範囲内で学問の自由 (academic freedom) を行使し、それと同じく、実業家は同様の範囲内で経済的自由 (economic freedom) を行使することを社会は要求している (Robert E. Wilson, A Businessman Looks At Higher Education, 1953, p. 6) / 換言するに、「実業と教育とは自由を維持することに共同の関心をもっており、一方がそれを保有しないならば、他方もそれを失うかも知れない」(Nature and Needs, 1952, p. 176) / これはアメリカ民主主義の成立する基盤に関する問題である、とするのが主たるものであるが、また同時に、この一般的な志向的定位置のほか、「教育のための費用支出は実業に高い報酬を生む」(“Expenditure for education yields a high return for business.”) とする実利的理由についてもその主要なものと

なっている。この点は、ゼネラル・エレクトロニック会社 (The General Electric Company) / ノーリングトン産業財団 (The Burlington Industries Foundation) / シェル会社財団 (Shell Companies Foundation, Inc.) などの政策声明書におこなうあからやまに表明されている。

このようないわば教育社会学的状況 (phase) を展開して、会社寄附は、従来の個人寄附や校友寄附 (alumni giving) とはベースを異にした、単科及総合諸大学援助の新しい方法として抬頭して来た。この点について教育財政援助審議会は、「教育財政援助は会社経営の新しい状況である。それは、わが国の単科及び総合諸大学の自発的財政援助の主動因として続くべき個人寄附 (individual giving) に対して必要な補足であつて、その代替ではない。実業と国家とはますます大学教育を受けた男女に期待を託し、単科及び総合諸大学の責任、使命や必要が高まつて行くから、教育援助の重要さが増して来る。……教育財政援助は単なるパブリック・リレーションズではない。……また、単なる産業関係でも、消費者関係でも、共同社会 (community) 関係でもない。それは将来への投資 (investment) であつて、慈善事業ではない。この考えは、アメリカ流の生活方式 (American way of life) の基盤としての企業の自由 (freedom of enterprise) とか、科学的方法とか、教育とかに永劫の価値を認める会社市民 (corporate citizenship) たる責任の一端を担う実業の所有者や経営者たちから、受け入れられるようになって来る」(Council of FAE, Aids to Corporate Support of Higher Education, Methods of Helping Colleges and Universities, 1955, p. 1) と述べている。

五

このようにして「会社寄附」は、ミレエのいう通り、今や「この事実」(Miller, *ibid.*, p. 455) となつて来たのであるが、さて、その具体的問題となる。まず、大学側からみて、「大学教育にもつと基金を寄附するよう会社に呼びかけるにはどうすればよいか」とか、「会社はどれだけの額を、またどんな援助を与えてくれると期待してよいか」というような根本的な疑問があり (cf. Miller, *ibid.*, p. 454) / 405 に於た会社側からすれば、「原理的には (in principle) その政策を具現する最善の方法がはつきりしていない」(Council of FAE, *ibid.*, p. 2) とする困難な問題に逢着する。

この点で、「会社の大学教育援助を普及させるにあたり主要な障害が三つあつた」(Nature and Needs, p. 174: cf. Charles Dollard, Financial Support for Higher Education, in "Higher Education for American Society," 1949, pp. 97~9)。その第一は、会社がその収益をもつて大学を援助することが会社の設立目的に合するかどうかという、その合法性に関するものである。というのは、「慣習法では、会社の寄附は、それが直接会社に利益をもたらす場合に限り、適当な基金の支出として重役会で認められる」(Miller, *ibid.*, p. 455) からで、この危惧が会社寄附の展開を当初比較的低調ならしめた重なる原因となり、ために、その合法性を決するのに相当な期間を要したのであつたが、たまたまこの問題に関連して一九五三年に「A. P. スミス製造会社対パロウその他」の係争問題 (98 A 2d 581) がニュージャージー (New Jersey) 州で起

った。これはスミス製造会社の重役がプリンストン大学 (Princeton University) に「一般目的のための無条件寄附」(unrestricted gift for general purposes) を行つたのに対して株主たちが違法なりとして訴訟した事件である。その詳細(告訴文や判決文など)は省略し、またその法律的解释は専門家に譲るとして、ここでは会社寄附を是認する判決の示す根本思想の一斑を紹介してみよう。ニュージャーシー高等裁判所判事

スタインは「自由企業 (free enterprise) と民主政治の制度に対する尊敬と固守とを打ち立て、また続けて打ち立てて行くことが、わが国の会社に最大の利益 (benefit) をもたらす所以であるとおもふ、この利益はそのいずれをも著しく損傷するならば、あるいはすべての会社企業の破壊を招くかも知れない。この論点に関しては、アメリカの総合大学または単科大学の成長とサアヴィスを援助するか、もしくは促進することが、おそらくこの国のすべての会社にもたらす直接の利益を欠かさない所以であろう」(Decision of the Superior Court) と述べ、さらに「ニュージャーシー最高裁判所長ヤコブスは、前記判決の主旨を確認して、「本件は慣習法原則に基き会社も暗黙の附帯的権限の合法的行使であると認める。自由にして活発な官立でない學術機関 (non-governmental institutions of learning) はわが国の民主主義と自由企業制度とを育てる源泉であり、妥当な範囲内でのこのような寄附をする会社権限を剝奪するならば、著しくそれら學術機関の存続を危殆に陥し入れるであろう」(Decision of the Supreme Court of New Jersey, 1953) といい、また「アメリカの文化と社会とに貢献して来た私立大学の業績を讃えて、「アメリカの資本主義と自由企業とはその存続を私立大学の存在に負っている」

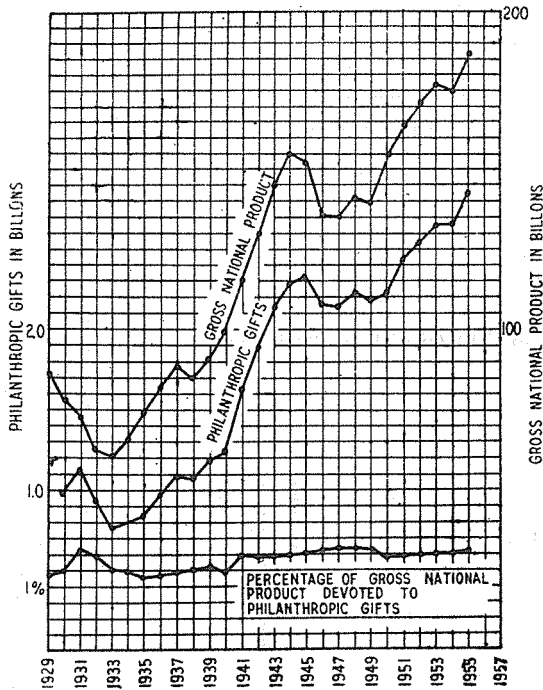
(ibid) とまで極言している。このようにしてこの問題に関し、各州でも「ある条件の下で、慈善的または一般福祉の目的のため寄附することを会社に許可する旨明言する法令を採用する」ようになり、これらの法令のうち「特に教育援助の会社寄附を正当だと認めてゐる」ものが目立って来ている (cf. Irving S. Olds, Legal Aspects of A Corporate Gift in Support of Higher Education, 1954, p. 9 以下)。

一應、かくして「会社寄附は不法 (illegal)」だという問題は落着いたものの、それでもなお、「前後転倒だ (preposterous) 」とか、あるいは「社会主義的だ (socialistic) 」との批判が行われ (Wilson Compton, Corporate Support, 1955, p. 142, in "The Annals of the American Academy of Political and Social Science")、ために会社としては株主から異議を申し立てられないかという心配が絶えないので、その結果、ある会社では未だにその寄附活動について詳細な報告を拒否しているところもあれば、また、その寄附が会社や株主に利益をもたらすべき旨注意深く約款に規定しているものもある。例えば、インタアナショナル・ハーヴェスター会社 (International Harvester) では「本会社のいかなる単位によつてなされるいかなる寄附といえども株主の金 (money) であるから、それに対して十分な理由を示すことの重要であることが銘記されなければならない。だから、すべての寄附要請に適用すべき第一のテストは、それは直接または間接に会社に利益をもたらすか、という点である。もし、利益をもたらすことが証明され得ないならば、寄附を行つてはいけない」というような政策を表明しているがごときである (cf. Investor's Reader, June 1955, p. 4)。だが、大抵の会社は極めて賢明に株主の諒解を

得ている。例えば、インディアナのスタンダード石油会社では西部の諸大学に十五万ドル寄附した際、社長自ら十二万の株主に手紙で詳細を報告したところ、六ヶ月後に唯一人異議を申立てただけであつた (ibid)。次に、会社寄附の障害となつた第二の点は、当初「多くの会社が政策として慈善的責任 (philanthropic responsibilities) を引受けるのを躊躇した」ことである (Nature and Needs, p. 175)。これは尤もなこと

で、会社重役がそのような寄附をして、会社はむしろ株主に充分な「報酬」(adequate "return") があるかどうかということは重要な関心事たるからである。勿論、その「報酬が速かに配当される必要はない。また、ドルやセントですらある必要はない」、いうならば、「社会の善意 (community good-will) とか、雇傭者たちに機会を多くしたり、若い人々のため教育施設を改善したり、さらにまた、実業企業の自由を守る一般の風潮を維持する、という形であればよいであろう」。「誰も大学が利潤追求 (profit-making) の機関だとは期待していない。(ただ) その成果がその生産品の質、すなわち、卒業生で測定される」限り、教育成果を挙げることを期待している。この点については、ニュージャーシー最高裁判所判決が賞讃した通り、「アメリカの単科及び総合諸大学は、アメリカの経済的自由と政治的自由との柱石 (corner stone) であり、経営とか、職業的及び技術的技術の欠くべからざる源泉であつて、これなくしては実業それ自体が繁栄することができない」ことを実業家たちは一般に熟知しているし、また、会社寄附の動向を機に再認識するにいたつてゐる (Compton, Alumni Fund Raising and Corporate Gifts, 1954, p. 2 参照)。また、その報酬があると露骨にいつているのはベアリー

Comparison of Total of Philanthropic Giving to Gross National Product
(All figures are reduced to 1939 dollars)



Note: Gross National Product measures the Nation's output of goods and services in terms of its market value.

(註) 本表は Leslie Cookenboo, Jr. (Associate Prof. of Economics, The Rice Institute), The Future of Private Giving in the United States to 1975, in "PRIDE", October 1957. による。

FIGURES ON CORPORATION GIVING

1953 Contributions To All Causes By Major Industrial Groups

Industrial Group	Number of corporations	Net profit (millions)	Contributions		
			Amount (thousands)	Per cent of total	per cent of net profit
Total	697,975	39,751	494,517	100.0	1.24
Agriculture, Forestry and Fishery	9,405	112	922	0.2	0.82
Mining and Quarrying	9,147	917	5,953	1.2	0.65
Construction	34,866	514	10,831	2.2	2.11
Manufacturing	121,086	21,428	327,575	66.3	1.53
Public Utilities	29,937	5,038	28,729	5.8	0.57
Trade	228,360	3,934	65,947	13.3	1.68
Finance, Insurance, Real Estate and Lessors of Real Property	195,207	7,207	44,023	8.9	0.61
Services	63,517	609	10,465	2.1	1.72
Not allocatable	6,430	6	72	0.0	—

SOURCE: "Statistics of Income for 1953.", Part 2, Preliminary Report, U. S. Treasury Department, Washington, 1956, pp. 6-11.

Addition discrepancies are due to rounding.

(註) Council for Financial Aid to Education, Information Bulletin, March 1957, p. 2.

ンントン産業財団 (The Burlington Industries Foundation) で、すなわち、「教育への費用支出は実業に高い報酬を生む。充分な教育をうけた人々は更に多くを生産し、また消費する。彼また彼女は、仕事に、家庭に、投票場に、あるいは市場に、賢明な決心をする」(述べている (John A. Pollard, There's More Than One Way to Help a College, 1956, p. 6)。
かくして会社寄附の慈善事業理論の形成されるにつれてこの障害は次第に除去されるにいたつた。すなわち、「今日の問題は産業が大学教育を援助すべきかどうか (Whether) ではない。この問題は極めて肯定的に解答が与えられる」(James C. Worthy, Planning for corporate aid to education, 1957, p. 12) のである。

六
従つて、ワァシイは「かどうか」(whether) ではなく、「どれだけ多く (how much) の援助を産業は贈らすべきであるか」という問題が残つている」(ibid) といつてゐる。この金額の問題は、大学の側からいへば、「会社はどれだけ額の額を援助して欲しいと期待してよいか」ということで、これについてシレエは「合衆国には事業会社が約五〇万あると見積られてゐる。それらはわが国民所得の少くとも五〇%を扱つてゐる。会

社は寄附を然るべき所に向ける戦略的代理機関 (strategic agencies) である。会社の総収入は約三千万か四千万の被備者たちに広く配当されてゐる。納税済後の利潤は少くとも五百万の株主たちの手許に行く。かく

して会社の利益金は何百万の個人に行き届く。大学が大集団を基礎として寄附を求めれば、その成果と金額とは事実拡張されるであらう」(Miller, *ibid.*, 1952, p.

1953 Contributions Rates of Some Large Corporations

Based on reports from 298 national manufacturing corporations

Number of Corporations	Assets Class (thousands)	Current (1953) Annual Contributions in per cent of net taxable income		Per cent of total Contributions to Education
		For all purposes	To education	
14	Under \$10,000	2.87	0.66	23
101	10,000 under 25,000	2.62	0.38	15
59	25,000 under 50,000	1.95	0.52	27
48	50,000 under 100,000	1.67	0.33	19
76	100,000 and over	1.41	0.36	26

註) Council for Financial Aid to Education, aids to CORPORATE SUPPORT OF HIGHER EDUCATION, 1955, pp. 22-3.

National Income by Distributive Shares

(Millions of dollars)

	1953	1954	1955
Corp. prof., inv. val. adj.	36,042	32,889	40,928
Corp. profits before tax	37,039	32,203	42,666
Corp. profits tax liability	20,304	16,775	21,533
Corp. profits after tax	16,735	16,428	21,133
Dividends	9,310	10,045	11,218
Undistributed profits	7,425	6,383	9,915
Inventory valuation adj.	-997	-314	-1,738

註) 本表は The World Almanac 1957, by The New York World-Telegram, p. 760 より抜萃引用したものである。

か(8)と、いわば取らぬ狸の革算用をしている。また、私立大学の経営を可なり良好にするには「一カ年に三億五千万ドル」を必要とすると明確な数字を挙げて、これは「一九五四年における納税しない前の純収入の一分に相当し」、「利潤の五割」であると指摘しているものもある(Graduate School of Business, Columbia University & Council for Financial Aid to Education, Inc., Summary Report of Conference on Corporate Contributions to Higher Education, 1955, p. 14 参照)。だが、会社の側からいえば、寄附金額について、(1)その法的諸制限、(2)それを利潤に結びつけるか、または広告のような費目として取扱うか、(3)それ

七

を年予算に組むか、それとも長期の付託事項とするか、(4)どの範囲まで税金を考慮すべきか、等が一応問題となるであろうが、兎も角、それでも諸会社では、大学教育のみならず、他の方面にも相当な金額を寄附していることは、掲載の図、表で知られるであらう。

金額 (how much) の問題は、ミレネや大学教育財政委員会などの指摘する通り、今日のアメリカの資本主義経済からみて、さほど驚くに足らないものであるが、それを最も有効に、また一般社会に役立つようにするにはどうすればよいだろうか、という問題に逢着して来るのは当然であらう。

一九五六年頃から、会社側としては、「どれだけ」(How much?) 寄附すべきか』と云うことよりも寧ろ、『どう風か』(How?)、また『何のためか』(For what?)、そして『どの大学機関に』(To which institutions?)』と云うことが問題となつて来ている (Council for Financial Aid to Education, Inc., Management in doing A Job, 1956, p. 1)。この点はワマシイも「今日では産業会社の緊要な問題は教育へ会社はどうか、風か (how) 寄附すればよいかということである」といつている (Worthy, *ibid.*, p. 13)。それは、大学教育財政委員会も会社寄附の障害となる「第三の問題は方法 (Method) の問題である」と、しかも最も重要な点として、指摘するのである (Natur and Needs, p. 175)。

だが、従来会社がどう風か寄附しているかの実情を顧るに、大学を「選択する基礎は単に会社首脳者の個人的な利害、例えば、自分の母校 (alma mater)

であるとか、息子が行つている学校とか、あるいは自分が理事になつてゐる大学だとか、ということである。少くとも会社に徹底した計画がない場合には、おそらく最も廉々、受益者の選択は主として、どの大学の学長が最も説得がうまく、また最も根気がよいかということに定まつてゐる」(Worthy, *ibid.*, p. 16)。このような、大学の選択にいわば主観的な一面を蔽してゐるためでもあるのが、会社寄附にはその見解や目的において、一長一短をもちながら、様々(Diversity)に様相を示している。例えば、コムプトンのいうところによると、「良好なまたは優秀な大学だけが援助するに値するが、大学の中には存在する値打のないものもあれば、それらに財政的援助をしても比較的非生産的(unproductive)だといふ見解をもつてゐるものもあり、また一方では、大学の中には、今日さほど注目されないが、優秀になる素地をもつてゐるところも多いし、却つてそれらが屢々他の大学では拒否されるような若い人々に教育の機会を与へてゐるから、いわゆる『持たない』大学を改良するため援助する一ドルは比較的大きな報酬(returns)をもたらすと考へてゐる人々もある」(Compton, *aids to Corporate Support*, p. 2)。これは大学のいわゆる社会的信用または評価を基とした、極めて漠然たる選択基準に依るものであるが、設立主体に重点を置くものでは、「税金で賄われている(すなわち、公立の)学校ではその財政的必要性を充す道があるから、私立大学だけを援助するものがあり、また他方では、州立や市立の大学では絶えず改良のため努力しており、数年以内に公共基金で賄える範囲を越えて教育施設を拡充するとみて、これらだけを援助する人々がある」(*ibid.*)。さらに、大学の種類を目安とするものでは、「四年制の単科及び

総合諸大学だけを援助するものもあれば、ジュニア・カレッジ、コミュニティ・カレッジ(Community colleges)や専門学校(の在学生在が增加することを見過して、援助する人々もある) (*ibid.*)。この後者の点特に選ぶのは、これらが「大学教育における経済と弾力性(economy and flexibility)」を効果的に発揮し得るからだとするが、これもつなずかれる一理をもつてゐる。因みにまた、現在援助をしてゐる会社では、どの種類の大学教育機関に寄附してゐるかの一例を左に示そう。

To technical schools	73%
To private universities	72%
To liberal arts colleges	71%
To other professional schools	52%
To state universities	37%
To junior colleges	15%

註) W. Compton, Corporation Support, 1955, p. 143. による。

これらはいずれも長所をもつていながらも、共に主観的な色彩を脱しきれないものを基準としてゐる憾を払拭し得ないのであつて、アメリカの大学機関が数とか、種類とか、財政構成とか、教育方針等に極めて多様性(diversity)を示してゐる実情に鑑み、「会社寄附のスケールや大学の要求度が今日ほど莫大となつて来ては、もつと合理的で客観的な基準が強く必要とされる」(Worthy, *ibid.*, p. 16)のである。だから、「会社ではどういふ基準(criteria)で寄附すべきかを知り

たがつてゐる」(Management in doing A Job, p. 1)のおおそらく実状であらう。

これに対し、教育財政援助審議会では、最も申し分のない選択方法としては、つぎの三つの外考えられないとして、「(1)寄附者たる会社自身が研究した後、またおそらく訪問した後選択すること、(2)寄附者たる会社の関心をもつてゐる分野とか、公表された目的及び教育援助政策に精通してゐる公平な専門家(または優れた教育顧問または助言者)の委員会による推薦、(3)自動的に受益者を選択する方法を講ずる財政援助の独立管理(self-administering)形式の利用」などを挙げ、「これらの方法のすべてが広く考慮されてゐる」と述べてゐる(aids to Corporate Support, 1955, p. 8 参照)。これとても極めて一般的抽象的な、いわば「かに選択するか」(How to select)と「何を基準に選択するか」(Principles)の問題であつて、「何を基準に選んでゐるか」という問題ではない。

元来、方法(method, *method*)とは、周知の通り、「後に従つ」(later)「途」(road)であり、途が後に従うものは、原理とか、基準とかであつてみれば、いわゆる客観的合理的なものを予想して初めて方法が考えられ、成立する。だから、大学教育財政委員会が会社寄附の第三の障害を、「方法の問題」として挙げるのは、選択の客観的基準を含めてのことである。敢えてこれを表面に出さなかつたのは、選択されるものが大学機関であるだけに、その名誉を重ずる反面、困難な問題に逢着するとみただけであらう。いずれにしても、客観的基準とは選択の原理の問題である。さて、その客観的基準の問題であるが、普通先ず第一に考えられる基準は、「いわゆる『教育の質』(quality

of education)であろう。ところが、「教育の質」は、ちよつとみたところ、誰でも尤もらしく考えるのであるが、それでは「教育の質」とはどんなことか、さらに進んで「教育の質」を評価・判定する基準は一体何であるかを問わなければならないとすれば、これは一種の *progress in infinitum* であつて、「教育の権威者たちと雖も、学校の判定をするのを嫌う」といわれる程、実際には極めて困難を伴うのである。「教育の質」がいわゆる「世評の如何」という程の意味であれば、基準とするに足らないこと勿論であつて、元來、世評そのものが「教育の質」についてどこまで真実を語っているかが疑問である。そこで、「教育の質」について、外貌的にもせよ、客観的基準を与えるものとして、「公認の大学設置機関 (accrediting agencies) の与える形式的な資格認定証」(Worthy, *ibid.*, p. 17) である。これについてワシニは、「資格を認定された単科及び綜合諸大学が一千もあるのだから、会社寄附の目安とするにはあまりにも不精確である。認定された学校の間ですら教育の質について非常に広い範囲の偏差があると世間ではみているから、もしもその筋の専門家がこの根拠で判定するのを拒絶するとすれば、実業は大学を判定する資格があるのか」と述べ、さらに彼自らはシィアズ・ロウバック (Sears, Raebuck and Co.) 会社副社長兼シィアズ・ロウバック財団理事という純然たる実業家の立場にありながら、「ければ、実業は一種の『超資格認定』(“super-accrediting”) 機関だと誇示するにふさわしいだろうか。私は唯この際、大学側で同じように実業機関を分類わけしようとするれば、実業と雖も憤り (resentment) を感ずるだろう」といつて置きたい」(ibid.) と極めて公平な意見を披瀝している。元來、評価するものを

「絶対」とする必要はない。評価されるものの側からいへば、評価するものこそ先ず評価されなければならぬ理で、これは猿の尻笑である。だから、「実業家が、その会社寄附にあたり、教育の質が比較的優秀だと自分自身で見積つたところを基礎として大学を選択する場合には、極めて不精確な根拠で冒険を犯すことになり、また殆んど防禦することのできない批判に自らを晒すことになるであろう」(ibid., p. 18)。

客観的基準として「教育の質」を選ぶことは、かくのごとく原理的にも、また実際的にも、極めて困難であるといつてよい。少くとも実業家は実業家としての立場からみて、妥当だと認められる目度に基準を求め、しかもそれを一般的客観的たらしめなければなるまい。かかる基準の一つは、「大学がその財政問題を現実にまた効果的に (realistically and effectively) 取扱つていふことを示す証拠である」(ibid.)。これこそ実業家自身の専門分野であり、その財務的判断は一応公正妥当と認められてよい。だから、「学校がその流動財源を節約して使つていふか、あるいはまた、その必要とする追加財源を動かすため知性と精力とを尽しているか、という点を重要視する」(ibid.) 会社が増えて来ているのは尤もなことであろう。されば、「高等教育に関する大統領委員会」が「大学は……教育及び一般収入財源と費用支出の目的とを、適当に公示」(前掲) せよと勧告するのであり、「大学は財務諸表 (financial statement) を公表しているか」(Compton, *Alumni Fund Raising*, 1954, p. 2) と詰問されるのである。大学自身がこの提案を卒直に妥当だと認める動きもみられるのであつて、例えば、フェン大学 (Fenn College) が一九五五年十一月十六日付の *Cleveland Plain Dealer, Press and News* 誌の広告面

に「フェン大学一九五四～五五年次報告」を載せて、収支を明示する営業報告書 (operating statement) を公表しているがとき、その顯著な一例であろう。さて、財政的処置に知性と精力とを大学が尽しているかという問題になると、財政の効果的運営もさることながら、大学内部及びその周辺における収入源を十分確保しているかということになる。これには、基金蓄積、投資とか、また授業料等が考えられるであろうが、寄附という観点からみて、注目されるのは、「学校がその校友 (alumni) の支持を強化するため尽している努力」如何の点である。会社の中には、「校友及びその他の構成員が實質的に援助している単科及び綜合諸大学だけを援助する」(Council, *ads.*, p. 3) ものもあつて、この点を特別重要視する会社が増えて来ている。これについてワシニは、「学校と最も密接な個人的繋りをもつ人々、すなわち、学校から最も多くの利益をうけた人々が、あまり乗氣のしない、どちらかといえば冷淡な (lukewarm or half-hearted) 風にしか学校を支持しないとすれば、何故実業が負担の大部分を引受けるよう期待されなければならないのだろうか。實際的に、また公平にいつて、学校は現在受けているよりも遙かに多く援助の分前を校友に期待すべきである。この分前が現在よりも多くないとすれば、その責任の大部分は学校自身にある。校友に大学の将来の必要に應ずる財政的責任感を充分植え付けることに失敗している学校が殆んどある」(Worthy, *Planning*, pp. 18-9) とつていふが、寄附者たる会社側からすれば一応理のあるところであろう。ところが、大学側では、大学教育財政委員会のいうとおり、「校友は正に潜在的 (potential) な収入源だとみなされてはならない」(Nature and Needs, p. 167) と考

えているのであろうが、これも一応尤もながら、前教育財政援助審議会長コムプトンが「私もよく承知しているが、大学の学長や行政家の中には校友基金募集 (alumni fund raising) 活動に積極的な関心をもっていないものもある。彼等はそれを実際小さいこぼれ (small pickings) に過ぎないとおもっている。というのは組織的な常習的校友寄附は——たとい比較的小額であつても——他の更に多額の寄附を鼓舞する手段たることが屢々ある。校友基金を単に校友活動の資金を調達する手段とのみ考えて、大学自身を援助する財源とみない誤りを犯している大学が相当ある」(Compton, Alumni Fund Raising, p. 2) と警告しているところも傾聴するに値するであろう (なお、校友基金募集運動についてはまた稿を改めて論ずるであろう)。また大学教育財政委員会のミレエですら「今のところ校友基金が大学教育財政に、その潜在的 (potential) 貢献を実現し始めているものは、極めて少ない」(Millet, ibid, p. 449) とつづいてゐる程であるから、前述の見解のいうところをも是認して、この面の欠陥を克服するため真剣に努力しようとする大学が多くなつて来ている。

勿論、校友基金とか校友寄附とかは、国民所得の分配やその国の富の蓄積など、経済環境を考慮に入れなければならないが、アメリカにおいて校友基金が初めて設けられてから既に六十有余年を経過した一九五〇年においてすら、僅かに二五〇校だけに過ぎないという現状をみては、「会社側が援助しようとする学校の選択にあたり、かかる努力の如何という証明が考慮の主要な対象となる」のは一応無理からぬところで、あるいは、ワァシィのいうごとく、「実業家が公明正大に使用でき、将来もつと一般的に用いられるようにお

もわれる、確実な (sound)」(Worthy, ibid, p. 19) 合理的客観的基準の一つたるを失わないであろう。されば、コムプトンすらも「校友の関心と校友寄附とを動員する仕事は、安易な仕事でもなければ、また機械的な仕事でもない。といつてまた速かに実施されるものでもない。だがしかし、それは必要な仕事だ——少くとも大学自身の構成員以外に実業会社などの関心と財政的援助とを得ようとする単科及び総合諸大学にとつては必要である」(Compton, ibid, p. 2) と、嘗て大学長たりし経験に鑑みつつ、実業家の言い分を一応認めている。

されば、これら客観的基準とされるものは、原理的に、あるいは實際的に、それぞれ一長一短を示しているから、言葉の真の意味における客観的妥当性をもつて基準とするに足るものを見定めることは極めて困難であるといつてよいであろう。だがしかし選択の問題を集約してみると、コムプトンの指摘する通り、「大学は自活する (help themselves) ためどんなことをしているか、ということである。この意味するところは、大学はその教育プログラムを——さらにその事業経営をもまた、『眼を四角に』」(「squarely in the eye」)、真面目に凝視しているのか、大学は、地域社会を含む、その直接の構成体の援助を求めているか、大学はその教師たちにどんなことをし、またするよう要求しているか、大学が一般公衆から財政的援助を必要とするならば、その財務諸表 (financial statements) を公表しているか、大学はいわゆる「公明」(「openness」) を政策によつて一般公衆の信頼を求めているか、などということである。だがしかし、……単科及び総合諸大学のうちで、この問題に、明確な解答を与えるものが少なく、曖昧な解答をするものもあ

るが、何んら解答を与えることのできないものが殆んどである」(Compton, ibid, p. 2)。これが、アメリカにおいてすら、おそらく大学側における実情であるかも知れない。

(追記) 会社寄附といつても、大学財政のどの費目に寄附されることが効果的であるのか、等の教育経済学的分析と、いわゆる「基金募集連盟」(Fund Raising Association) の動向については、後篇において論ずるであろう。

また、本稿は拙稿「大学と大学教育政策の行方」(その十四) をなすものである。なお、本シリーズの(その九)と(その十二)、すなわち、「教育費用分析の展開過程—教育経済学研究の一齣—」(一)と(二)、は昨年から東京大学教育学部において、教育財政のゼミナールに、テキストとして読まれた。

私大関係 国家予算額

昭和三十四年度文部省所管予算額のうち、私大関係の分は左の通りである (単位千円)。

私立大学研究設備助成補助金	1,277,000	私立大学理科特別助成金	1,567,000
三十三年度補助額	1,277,000		1,567,000
三十四年度私大要求額	4,050,000		6,186,000
三十四年度文部省要求額	1,000,000		1,571,451
大蔵省第一次査定額	1,210,000		1,571,000

学内報

工学部実験実習場新築

地 鎮 祭

工学部実験実習場を第三学舎東南隣接敷地に新築することになり、その地鎮祭が二月十四日(土)午前十一時より、理事長、学長はじめ各役員、評議員、教職員関係者多数列席のもとに、吹田市垂水神社神官により、厳かに挙行された。

玉串奉奠者(本学関係者のみ)

白川理事長、大島評議員会副議長、岡野学長、田中工学部長、島田工学部学生会委員、長柄校友会副会長

京・阪・神国公立大学

教員養成制度懇談会

関西私立四大学教職課程研究会が主催で、京阪神の国公立大学が会合し、教員養成制度について懇談会を、一月二十八日(水)午後一時より千里山大学ホールで開催した。

岡野学長の挨拶、板橋菊松講師の東京の現状報告のあと、教育界で問題となっている教員養成制度について検討、懇談した。

出席校(五十音順)

- 種智院大学 京都女子大学 竜谷大学 立命館大学
- 京都市立美術大学 西京大学 大谷大学 同志社大学
- 学 仏教大学 花園大学 大阪経済大学 大阪樟蔭女子大学 相愛女子大学 近畿大学 大阪市立大学

関西大学 大阪大学 甲南大学 関西学院大学 姫路工業大学 神戸市外国語大学 天理大学

トンブソン教授

アメリカ研究講演

フロリダ大学の歴史学客員教授アーサー・W・トンブソン博士(Dr. Arthur W. Tompson)は、二月四日、本学千里山学舎を訪れ、午前十時三十分より岡野学長はじめ学部長、学生部長及び文学部の英語学担当各教授らと懇談後、左のテーマにつき講演並びにディスカッションを行った。

The Development of American Studies

学 生

ラグビー部

東西大学対抗ラグビー日大対関大戦は一月六日花園ラグビー場で举行された

日	大	関	大
27	(161)	(0)	0
T	{ 2	{ 1	{ 0
G	{ 2	{ 2	{ 0
PG	{ 0	{ 0	{ 0
前後	11	16	27
計反	0	0	17
0	0	0	14

相 撲 部

第八回全国大学選抜相撲大会は一月十一日高石泉民ホール特設土俵で行われた

(団体戦)▽優秀八校トーナメント一回戦
慶 応 3 対 2 関 大

全日本スキー選手権大会

二部で優勝

第三十二回全日本スキー選手権は、三日より六日間、長野県野沢温泉で行われた。

関大は二部において優勝、一部に昇格した。

- (回転競技)二部
- ③春田2分11秒8 (69・0 62・6) ⑥本田2分17秒6
- (滑降競技)(全長千六百七十メートル、標高差五百三十メートル)二部
- ①金森1分30秒7 ②春田1分36秒3 ⑤千葉1分41秒6
- (耐久競技)二部
- ①大塚3時間25分5秒 ③高橋3時間37秒20 (長距離競争)(17・5キロ)
- ①大塚1時間26分39秒 ③高橋1時間29分00秒 ⑥嘉成1時間29分49秒
- (複合競技)二部
- ⑤山田39・4
- (リレー)(8キロ×4)二部
- ②関大2時間40分9秒
- ▽最高ラップ 関大(関大) 37分1秒
- (二部総得点) ①関大46 ②同大28 ③駒大27

関大初優勝なる

関西学生氷上スピード

第七回全関西学生氷上競技大会スピード競技大会は一月十二、十三の両日茅野市夢科スケートリンクで開かれた。

- ▽男子五百メートル ②千星47秒2 (大会新)
- ▽男子一万メートル ②飯田19分2秒0
- ▽男子千五百メートル ③千星2分33秒1 ④奥武2分33秒2 (以上大会新)

- ▽男子五千メートル ②飯田9分14秒3 ④奥武9分21秒0 (大会新) ⑤小川9分30秒3
- ▽二千メートルリレー ①関大3分13秒3
- (総合得点) ①関大37 ②立命34 ③関学13

関西学生スキー

一部で優勝

関西学生スキー選手権は野沢温泉で行われた。

- (耐久24キロ) ②大塚2時間1分31秒 ③高橋2時間3分40
- (回転)(全長三百二十メートル一五二双旗)
- ①千葉1分37秒9 ③春田1分44秒8
- (滑降)(千三百メートル)
- ①千葉58秒8 ②本多59秒9
- (複合) ③山田408・2 ④和里田
- (長距離) ⑧大塚49分20
- (リレー)二〇キロ ①関大(嘉成・山田・高橋・大塚)1時間50分12秒
- 総合得点 ①関大53・5 ②関学43 ③同大29

アイスホッケー部

第三十一回日本学生氷上選手権大会アイスホッケー競技大会は去る一月九日から八戸市長根リンクで行われた。

関大は準々決勝で法大に善戦及ばず敗れた。

▽一回戦

関	大	中	大
(5)	(0)	(0)	(0)
(6)	(0)	(0)	(0)

▽二回戦

関	大	立	命	大
(4)	(1)	(6)	(1)	(0)
(2)	(1)	(4)	(1)	(0)

▽準々決勝

法	大	関	大
(4)	(1)	(3)	(5)
(3)	(1)	(7)	(1)

昭和三十三年卒業論文題名 (2)

文 学 部

新聞学

- 広告媒体としての商業ラジオとテレビの現状と将来 赤松 充
- テレビ、ラジオが社会的現代のマス、コミュニケーションとして、他の媒体とどのような関係にあるか 足利 哲太
- 新聞報道と人権 安西 寛晶
- 広告倫理の規準 生間 隆
- 新聞企業における諸問題 池永 澄男
- マス、コミュニケーションの効果と機能(分析方法論) 石崎 義次
- 近代社会に於ける商業広告の意義 石田 節夫
- 現代に於けるテレビジョンの特質とその影響 石田 勇治
- 現代社会に於ける新聞広告とその効果 井田 宏
- ヨーロッパに於ける新聞の歴史 新聞の発生より18世紀まで 伊藤 正朗
- 現代広告のはたらき 稲田 昌三
- 商業放送の社会的役割 井上 志郎
- 我が国に於ける新聞広告とラジオ、テレビ広告との戦い—テレビ時代に対する新聞広告— 今井 昌平
- 大衆社会とマス、コミュニケーション 井阪 計三
- マス、コミュニケーションに於けるプリンティングメディアの位置 今中 誠
- 新聞広告の効果 今中 義久
- 新聞と社会生活について 伊藤 雅隆
- 現代社会と新聞 井手 英雄
- 現代広告代理業者の市場進出 上田 清次
- マス、コミの中の新聞、ラジオテレビ広告に就いて 鶴飼 信久
- ジャーナリズムと大衆の生活に於ける批判又現在の生活について 白井 義孝
- 現代の新聞広告、雑誌広告について 梅田 寿男
- 広告の重要性と社会に及ぼす影響 榎原 一雄
- 広告の歴史的考察 榎本 保弘
- ラジオテレビの社会的影響力 大田 忠信
- 新聞の指導性について 大西 上次
- 新聞広告の特質とその倫理 大西 利信
- 広告宣伝のありかた 「マス、メディアとしてのテレビジョン」について 大野 竜
- 宣伝と深層心理 大橋喜久藏
- 広告活動に於ける主体、客体相互の利益について 岡田 隆文
- 週刊雑誌と世論調査統計より考察し 岡野 行雄
- 商業放送と広告について 岡林 徹郎
- 我が国に於ける新聞企業の政策 岡本 敬次
- 報道写真研究 岡山 武司
- 新聞社説から見た1958年 参照紙朝日 小倉正一郎
- 毎日北国三紙 小倉正一郎
- マス、コミ、メディアの特殊性を考察する(新聞ラジオテレビ) 桶谷 匡弘
- 新聞の指導性 大西 義昭
- 娯楽コミュニケーションと流行の心理的解明 岡村 益男
- マスコミュニケーションと新聞、ラジオ、雑誌、テレビの宣伝広告と社会生活 大畑 彦昭
- 広告の社会的意義 岡田 光生
- 新聞の取材 亀岡 清隆
- 新聞広告と大衆性 加茂 卓三
- 映画の持つ機能の特質と社会 栢分 信義
- 現代社会に於ける広告の社会的必要性と倫理との関係 河崎 達朗
- 現在社会における広告の意義 柑谷 亨
- 新聞広告の機能 荻地 啓之
- 商業新聞の指導性をめぐる諸問題 岸田 勉
- 誤報が及ぼす影響 岸本 宏
- 新聞広告と大衆 北井 勝
- 新聞論説とその中立性 姜 順玉
- 英国史に見る新聞独立への道 中山 恵宣
- 中小企業に於ける広告の重要性 久保井正彦
- 広告効果の測定について 楠井 保次
- 広告と新聞 楠 昌彦
- 社会生活に影響するマス、コミュニケーションとその役割 倉田 和明
- スポーツ新聞の存在価値 栗山 功
- 広告と人間社会 小枝 善夫
- 広告と市場調査 高坂 禎泰
- 新聞、雑誌における写真ジャーナリズムについて 甲田 七郎
- 新聞紙面主(記事面)について 河野 俊伸
- 新聞の誤報 小塩 正人
- 放送における宗教番組の位置 小島 二郎
- 広告の倫理と社会的利益 小林 宏
- 新聞広告が大衆に及ぼす心理的影響について 小林 英
- Personality と Mas Communication 小林 靖朗
- 新聞の業務と社会生活 小西 始
- 新聞の名譽棄損問題について 齊藤豊治郎
- これからの新聞について 佐々木義寛
- 広告の媒体となる新聞の機能 佐藤 光一
- マス、コミュニケーションと社会生活の考察(主に新聞、ラジオ、テレビを基として) 佐野 晃路
- 商業紙としての新聞の諸問題(売らねばならぬ新聞) 佐野 修
- 企業性と新聞について 島津 皓一
- 解説重点への新聞の動きについて 清水 孝司
- 季節感に生きる新聞広告 下道 佳明
- 現代新聞の問題点 秀野 敏雄
- 我が国における新聞の自由の歴史について 庄田 一雄
- ジャーナリズムに於ける通信社の重要性 白井 志朗

広告の訴求とプロモーションナル
新宅 博文

マス、コミュニケーションの効果の主
要な要因と測定及び集団力学—社会
心理学からの考察—
多賀 正人

社会各層に及ぼす広告の影響
高橋 正義

テレビジョンと娯楽文明の展望
高松 一雄

広告と社会的利益との関連について
竹中 正光

我が国に於ける広告の歴史の変遷につ
いて
竹中 守

広告の社会に対する影響
田中 和夫

現代広告ブームの原因をのべ、その現
状を批判する
田中皓二郎

世論の本質に関する一考察
田辺 宏

新聞の自由と責任
谷 修一郎

新聞文章について
田端 正典

広告の経済的效果
田村 博

テレビ・映画の一般大衆に及ぼす影響
植野 久弥

マスコミを考える
露梨 弘人

マス、メディアにおけるテレビ広告につ
いて(その実際と今後のあり方につ
いて)
津田 洋一

現代マスコミュニケーションに於ける
大衆との距離性について
寺田 浩稔

宣伝と価値
富岡 泰章

新聞と社会の歴史的關係
中石 敦

マスコミ時代に於ける広告の存在価値
について
中川 勉

新聞広告と社会生活
中谷 敬

商業放送(テレビジョン)を広告媒体と
するスポンサーのあり方
永田 靖雅

現代社会に於ける広告のあり方
中塚 隆夫

ソヴェト連邦に於ける放送の管理及
び番組政策について
中道 昭員

テレビ広告の現在と将来
中村 力造

現代社会におけるマスコミュニケーション
と教育
中野 薫

マスコミに於ける広告のあり方に就い
て
南部 敏雄

合意とマス、コミュニケーションにつ
いて
西山 捨雄

新聞理解の常識
西口 毅

少年の新聞の読み方と新聞教育の課題
西川八州彦

屋外広告をより効果的にするにはいか
にすればよいか
西野 晶幸

放送CMの大衆に及ぼす影響
西原 友弘

マス、コミに於ける広告のもつ社会心
理
野口 明良

案内広告によるマス、コミュニケーション
橋本 勲

購買動機分析—社会心理学の観点よ
り—
長谷川文夫

「現代新聞広告の非倫理性」—風紀関
係中心に—
羽山 健三

セールスマンとしてのテレビ広告とそ
の展望
平野 武

近代社会のマス、コミに於けるテレビ
の影響—新聞、ラジオ、映画との関
係—
広兼 康喜

日本人とマスコミュニケーション—社
会構造からの観点—
雲雀 信久

新聞広告の変遷について
福田 明

政論新聞時代における言論統制につ
いて
福田 雅男

新聞の変遷と今後の期待
藤井 浩宣

新しいマスメディアと新聞—経営上の
諸問題—
藤田 弘保

Mass. Communication と道徳教育
藤原 繁行

新聞報道と新聞が与える価値
藤原 輝昭

購買動機の心理的考察
藤本 忠彦

現代社会とマス、コミュニケーション
藤尾 誠一

新聞の大衆性
本郷 博一

新聞広告と社会生活
本荘 和彦

商業新聞と機関紙
前川 和宏

新聞の自由と責任について
増田 和男

現代週刊誌の広告宣伝観
松井 良夫

マス、メディアの地位的変遷
松岡 実

広告の社会性と指導性
松本 広

テレビの現状とテレビ広告
松山 正之

新聞機能をめぐる諸問題
丸若甚兵衛

マス、メディアとその対象
三井 通有

報道機関とPR活動
宮部 泰孝

広告媒体としての放送
南 明

マス、コミュニケーションと大衆社会
南 順二

新聞広告について
向井 修

マス、コミュニケーションの現在社会
に果している役割について
村井 武彦

広告とマーケティング
森田 潔

我が国に於けるマス、コミュニケーション
の今日的課題
森田 道昭

新聞報道の自由と責任について
守田 良隆

ラジオによる学習指導法
山上 高司

現代社会の新聞の使命と課題
山口日出夫

新聞論説の歴史と使命
山下 利夫

我が国におけるマス、メディアの特質
と動向—主として、テレビ、ラジオ
の発達による新聞の将来について—
山下 芳宏

新聞に於ける広告の必要性とその効果
山田 安彦

広告の見出しについて
山中 正雄

世論の社会心理学的考察と現在(代)の
世論
山野 清

広告の要点と効果
山本 晃

現在(代)広告の社会性とその倫理
山本 晃

報道の意義と誤報について
山本 俊三

現代に於ける広告の研究
山本 昌弘

新聞の功罪
横谷 明

読者獲得競争に伴う弊害
吉田 三郎

広告媒体としての新聞についての諸点
諷谷 孝

広告が社会に及ぼす役割について
吉田 義彦

新聞広告の相対的研究(広告媒体とし
ての新聞紙)
米原 俊夫

新聞の感覚性と倫理問題
力武 敏昌

商店界に於けるPR広告
和田 克之

マーケティングに於ける広告機能に
ついて
和田 敏

社会主義社会に於けるマス、コニ
ケーション
渡会 敏夫

現代新聞広告の一般社会に於ける影響
について
青木禎一郎

新聞記事(精神的內容)の課題
植中 秀継

マス、メディアの世論に及ぼす影響
小玉 悦夫

(以下次号)



校友 バッジ

校 友

校 友 会 の 動 き

一 月

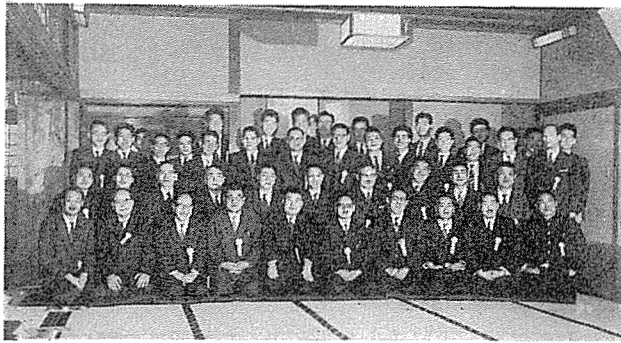
- 十日 近鉄関大支部発会式
- 十四日 広報部会
- 十五日 伊丹支部総会
- 二十五日 住吉支部役員会
- 二十九日 河内長野支部発会式
- 二十九日 大正支部総会
- 三十日 部長会
- 三十日 旭支部役員会

近鉄関大支部発会式

近鉄関係に勤務する校友で関大支部が組織されることになり、その発会式が一月十日午後六時半から阿倍野「燎泉閣」で開催された。この日出席者は約五十名にのぼり、大学から矢口教授が、また校友会からは榎本副会長、門上組織部長、神屋敷事務長が出席した。

会は田中氏が司会、中沢氏が支部設立の事情を報告、役員銓衡にうつり満場一致で中沢俊雄氏を支部長に推薦した。

大学を代表して理事矢口経済学部長は母校の近況を報告、校友の協力を要請し

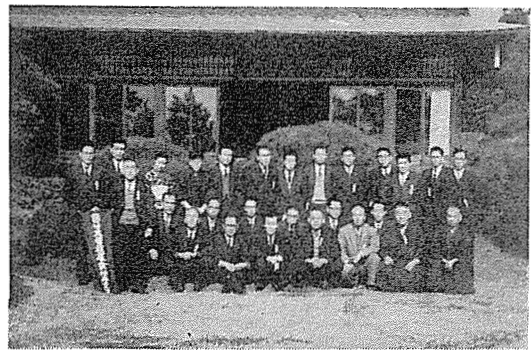


た。榎本副会長、門上組織部長も校友会の現状と将来について説明した。

このあと近鉄取締役会長三好万次氏から挨拶があつた。

記念写真撮影後、会員の自己紹介を皮切りに歓談、九時すぎに榎本副会長の発声で万才を三唱して、学歌を斉唱し閉会した。なお本部事務所は天王寺区上本町六・近鉄本社内におかれる。(左写真) 決定役員

- 名誉支部長 三好 萬次
- 支部長 中沢 俊雄
- 幹事長 田中 正春



伊丹支部総会

伊丹支部では一月十五日に伊丹観光ホテルで春季総会を開催。

会は田口副支部長の開会の辞で始まりつづいて深川支部長が挨拶ならびに支部状況や母校の近況を報告した。議事に入つて会計、事業報告を承認、記念撮影をして新年宴会に移った。乾杯ののち、和気あいあいのうちに歓談がつづき、最後に一同で学歌を斉唱、安井栄三氏の発声で母校と伊丹支部の発展を祈つて万才を三唱、午後四時散会した。(右写真)

住吉支部役員会

住吉支部では一月十五日住吉公園「広

田家」で支部役員会を開催。

木下支部長が挨拶したあと、千里山学園内を名神高速道路が通過する問題について検討した結果、住吉支部としても貫通反対を決議し、その決議を総会の決議とすることに決定したほか、終身会費納付の推進、未連絡会員の住所を把握することを決め、支部総会を四月頃開くよう準備を進めることになった。

部 長 会

校友会では一月三十日正午から清交社で部長会を開いた。

席上、関大会館建設委員増員の件につき検討、また新卒業生に入会を勧奨するための方策などにつき審議した。

旭支部役員会

旭支部では一月三十日午後七時から、支部役員会を開いた。席上、高速道路千里山学園内通過問題について大学当局、反対本部、校友会本部から事情をきくため二月二十六日午後六時半から桜宮会館で総会を開くことを決めた。

なお当日決のとおり役員を決定した。

名誉支部長 高井真治

顧問 浅田繁太郎、倉知修、瀬戸藤太郎、丸山喜三造

支部長 寺西武

副支部長 安橋真雄、東浦栄一

幹事長 吉田泰高

昭和34年度 關西大學入学試験概要

学部	学科	人数		出願期間		試験日	
		(一部)	(二部)	(出願期間及び試験日)			
法学部	法政学 法学科	400名	300名	出願期間 試験日 地方試験 (高松, 福岡, 広島, 金沢, 名古屋各地) (一部全学部)…昭和34年1月19日～2月18日 2月24日			
経済学部	経済学	400名	300名				
文学部	文学 文学科 史学 史学科 英文 英文科 新学 新学科	300名	150名	法学部… 2月23日 2月25日			
				商学部… 2月24日 2月26日			
				文学部… 2月25日 2月27日			
				工学部… 2月26日 2月28日			
工学部	機械工学科 電気工学科 化学工学科 金属工学科	400名	150名	(試験科目) 法・経・文・商学部…国語、英語、社会、数学(簿記) (二科目選択) 工学部…理科(物理、化学の中一科目)、英語、数学			

大学院	課程	専攻	人数	試験日	試験科目
博士課程	法学研究科	公法専攻 私法専攻	10名	昭和34年3月2日～3月23日	
	文学研究科	国文学専攻 哲学専攻	4名		
	経済学研究科	金融経済・経済史専攻	3名	昭和34年3月26日、27日(2日間)	
修士課程	法学研究科	公法専攻 私法専攻	60名		
	文学研究科	英国文学専攻 日本文学専攻 日本史学専攻	60名		博士課程…主論文、副論文、外国語 修士課程…論文、外国語
	経済学研究科	経済学専攻	50名		

なお、詳細については「昭和34年度關西大學學生募集要項」を参照され度い。

關西大學西學部教授 壺井義正編
關西大學東西學術研究所員

關西大學泊園文庫藏書書目

第二編
A5判 二八〇頁
布クロース上製

大阪の庶民学苑を築いた藤沢東暎、南岳、黄鵠、黄坡先生と三世四代相繼がれた泊園書院の蔵書を黄坡元本学名譽教授故藤沢章二郎先生が長年の縁を以て本学に寄贈せられたが、本書はその貴重な蔵書書目の第二編である。
なお、第一編は目下印刷過程之中である。

目次	部	部	部
第一 卷一	第一 卷二	第一 卷三	第一 卷四
第一 諸経類	第一 史類	第一 楚辭類	第一 楚辭類
第二 易類	第二 正史類	第二 楚辭類	第二 楚辭類
第三 書類	第三 諸史類	第三 楚辭類	第三 楚辭類
第四 詩類	第四 載記類	第四 楚辭類	第四 楚辭類
第五 札類	第五 詔令奏議類	第五 楚辭類	第五 楚辭類
第六 春秋類	第六 伝記類	第六 楚辭類	第六 楚辭類
第七 四書類		第七 楚辭類	第七 楚辭類
第八 孝経類		第八 楚辭類	第八 楚辭類
第九 諸経総義類		第九 楚辭類	第九 楚辭類
第十 小学類		第十 楚辭類	第十 楚辭類
第十一 諸経総義類		第十一 楚辭類	第十一 楚辭類
第十二 易類		第十二 楚辭類	第十二 楚辭類
第十三 書類		第十三 楚辭類	第十三 楚辭類
第十四 詩類		第十四 楚辭類	第十四 楚辭類
第十五 札類		第十五 楚辭類	第十五 楚辭類
第十六 春秋類		第十六 楚辭類	第十六 楚辭類
第十七 四書類		第十七 楚辭類	第十七 楚辭類
第十八 孝経類		第十八 楚辭類	第十八 楚辭類
第十九 諸経総義類		第十九 楚辭類	第十九 楚辭類
第二十 小学類		第二十 楚辭類	第二十 楚辭類
第二十一 諸経総義類		第二十一 楚辭類	第二十一 楚辭類
第二十二 易類		第二十二 楚辭類	第二十二 楚辭類
第二十三 書類		第二十三 楚辭類	第二十三 楚辭類
第二十四 詩類		第二十四 楚辭類	第二十四 楚辭類
第二十五 札類		第二十五 楚辭類	第二十五 楚辭類
第二十六 春秋類		第二十六 楚辭類	第二十六 楚辭類
第二十七 四書類		第二十七 楚辭類	第二十七 楚辭類
第二十八 孝経類		第二十八 楚辭類	第二十八 楚辭類
第二十九 諸経総義類		第二十九 楚辭類	第二十九 楚辭類
第三十 小学類		第三十 楚辭類	第三十 楚辭類
第三十一 諸経総義類		第三十一 楚辭類	第三十一 楚辭類
第三十二 易類		第三十二 楚辭類	第三十二 楚辭類
第三十三 書類		第三十三 楚辭類	第三十三 楚辭類
第三十四 詩類		第三十四 楚辭類	第三十四 楚辭類
第三十五 札類		第三十五 楚辭類	第三十五 楚辭類
第三十六 春秋類		第三十六 楚辭類	第三十六 楚辭類
第三十七 四書類		第三十七 楚辭類	第三十七 楚辭類
第三十八 孝経類		第三十八 楚辭類	第三十八 楚辭類
第三十九 諸経総義類		第三十九 楚辭類	第三十九 楚辭類
第四十 小学類		第四十 楚辭類	第四十 楚辭類
第四十一 諸経総義類		第四十一 楚辭類	第四十一 楚辭類
第四十二 易類		第四十二 楚辭類	第四十二 楚辭類
第四十三 書類		第四十三 楚辭類	第四十三 楚辭類
第四十四 詩類		第四十四 楚辭類	第四十四 楚辭類
第四十五 札類		第四十五 楚辭類	第四十五 楚辭類
第四十六 春秋類		第四十六 楚辭類	第四十六 楚辭類
第四十七 四書類		第四十七 楚辭類	第四十七 楚辭類
第四十八 孝経類		第四十八 楚辭類	第四十八 楚辭類
第四十九 諸経総義類		第四十九 楚辭類	第四十九 楚辭類
第五十 小学類		第五十 楚辭類	第五十 楚辭類

刊行 關西大學出版部
刊行取扱 關西大學出版部

昭和二十六年十月十五日第三種郵便物認可
昭和三十四年二月二十八日発行(毎月一回三十日発行)

關西大學學報 第三四号 二月号

編集兼 久井忠雄 発行所 關西大學出版部
印刷所 ナニワ印刷所
大阪市淀川区長柄中通二丁目
電話掛川(35)二〇七二番
振替 大阪二六七二番
電話(35)七二七一